

高齢社会対策大綱に関する数値目標の進捗状況

【就業】60～64歳の就業は進んだものの、多様な働き方の進捗は一定の範囲に留まった。 【介護・医療】介護の受け皿のサービスが進展。
 【社会参加・学習】社会参加・生涯学習の進捗は一定の範囲に留まった。 【生活環境】住宅整備・バリアフリー化に、一定の進捗。
 【全世代の参画】女性・若者の就業が進展。

分類	項目	大綱策定時	中間目標	現状 (直近の値)	達成状況 (12)	数値目標	(備考)大綱策定後に政府のその他の 基本計画等で数値目標が更新等されたもの
1. 就業・年金等分野に 係る基本的施策	60～64歳就業率	57.3%(1) (平成23年)	60.1%* (平成27年)	62.2% (平成27年)		63%* (平成32年)	希望する高齢者が就業可能とする 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日)
	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	9.3%(1) (平成23年)	7.4%* (平成27年)	8.2% (平成27年)	×	(10%(平成20年)から) 5割減* (平成32年)	
	年次有給休暇取得率	48.1% (平成22年)	59%* (平成27年)	48.7% (平成27年)	×	70%* (平成32年)	
	短時間勤務を選択できる事業所の割合	20.5% (平成23年)	24% (平成27年)	15.0% (平成27年)	×	29%(2) (平成32年)	
	自己啓発を行っている労働者の割合	43.8%(正社員)(2) (平成22年度)	55%(正社員)* (平成27年)	45.8%(正社員) (平成27年度)	×	70%(正社員)* (平成32年)	
		19.3%(非正社員)(2) (同上)	35%(非正社員)* (同上)	21.6%(非正社員) (同上)	×	50%(非正社員)* (同上)	
	在宅型テレワーカーの数	490万人 (平成23年)		550万人 (平成26年度)		700万人 (平成27年)	テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合： 平成32年には、平成28年度比で倍増 平成28年度の雇用型テレワーカーの割合は7.7% 「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成29年5月30日閣議決定)
2. 健康・介護・医療等分野に 係る基本的施策(3)	介護サービス利用者数	452万人 (平成24年)	505万人 (平成27年度)	485万人 (平成26年度)		657万人 (平成37年度)	
	(1)在宅介護	320万人分 (平成24年)	361万人分 (平成27年度)	352万人 (平成26年度)		463万人分 (平成37年度)	
	(2)居住系サービス	33万人分 (平成24年)	38万人分 (平成27年度)	38万人 (平成26年度)	()	62万人分 (平成37年度)	
	(3)介護施設	98万人分 (平成24年)	106万人分 (平成27年度)	95万人 (平成26年度)		133万人分 (平成37年度)	
	介護職員	149万人 (平成24年)	167万人～176万人 (平成27年度)	183万人 (平成27年)		237万人～249万人 (平成37年度)	介護職員：平成37年度に253万人 「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計(確定値)について」(平成27年6月、厚生労働省)をベースに算出
	在宅医療等 (1日あたり)	17万人分 (平成24年)	23万人分 (平成27年度)	16万人 (平成26年)		29万人分 (平成37年度)	
	訪問看護 (1日あたり)	31万人分 (平成24年)	37万人分 (平成27年度)	37万人 (平成26年度)	()	51万人分 (平成37年度)	

分類	項目	大綱策定時	中間目標	現状 (直近の値)	達成状況 (12)	数値目標	(備考)大綱策定後に政府のその他の 基本計画等で数値目標が更新等されたもの
3. 社会参加・学習等分野に係る基本的施策	大学への社会人入学者数	4.6万人(推計値) (平成23年度(一部、平成20年度))(4)	6.5万人* (平成27年)	4.8万人 (平成28年度)(一部、平成27年度))(4)	×	9万人* (平成32年)	
	専修学校での社会人受け入れ総数	約10.8万人 (平成23年度)	13万人* (平成27年)	約10.6万人 (平成27年)	×	15万人* (平成32年)	
	「新しい公共」への参加割合の拡大	26% (平成22年)	38% (平成27年)	17.4% (平成27年)	(13)	約5割 (平成32年)	
4. 生活環境等分野に係る基本的施策	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	8.8% (5)		11.2% (平成28年度)		20% (平成32年度末)	新築住宅における認定長期優良住宅の割合： 平成37年度に20% 「住生活基本計画(全国計画)」 (平成28年3月18日閣議決定)
	既存住宅の流通シェア	14% (平成20年)		14.7% (平成25年)		25% (平成32年度末)	既存住宅流通の市場規模： 平成37年度に8兆円(参考：平成25年度 4兆円実績) 「住生活基本計画(全国計画)」 (平成28年3月18日閣議決定)
	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	0.9% (平成17年)	2～4% (平成27年)	2.2% (平成28年)		3～5% (平成32年度末)	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合： 平成37年度に4% 「住生活基本計画(全国計画)」 (平成28年3月18日閣議決定)
	一定の旅客施設のバリアフリー化率(6)	78%(平成22年度末)		86.1%(平成27年度末)		約100%(平成32年度末)	
		92%(同上)		93.6%(同上)		約100%(同上)	
		75%(同上)		83.0%(同上)		約100%(同上)	
	特定道路におけるバリアフリー化率(7)	77% (平成23年度末)		86% (平成27年度末)		約100% (平成32年度末)	
	都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率(8)	園路及び広場：47% 駐車場：39% 便所：32%(平成22年度末)		園路及び広場：49% 駐車場：46% 便所：35% (平成27年度末)		園路及び広場：約60% 駐車場：約60% 便所：約45% (平成32年度末)	
	特定路外駐車場のバリアフリー化率(9)	45% (平成22年度末)		57.8% (平成27年度)		約70% (平成32年度末)	
	不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率(10)	48% (平成22年度末)		56% (平成27年度)		約60% (平成32年度末)	
	車両等のバリアフリー化率(11)	50(平成22年度)		65.2%(平成27年度)		約70%(平成32年度末)	
36%(同上)			50.1%(同上)		約70%(同上)		
3%(同上)			5.9%(同上)		約25%(同上)		
12,256台(同上)			15,026台(同上)		約28,000台(同上)		
18%(同上)			36.6%(同上)		約50%(同上)		
	81%(同上)		96.3%(同上)		約90%(同上)		

分類	項目	大綱策定時	中間目標	現状 (直近の値)	達成状況 (12)	数値目標	(備考)大綱策定後に政府のその他の 基本計画等で数値目標が更新等されたもの
5. 高齢社会に対応した 市場の活性化と調査研究 推進のための基本的施策	健康関連サービス産業と雇用の創出	・市場規模:13.1兆円 ・雇用:150万人 (平成19年)	-	(備考欄参照)	(備考欄 参照)	・市場規模:25兆円 ・雇用:230万人 (平成32年)	健康寿命延伸産業の市場規模: 平成32年に10兆円(参考:平成27年 5.5兆円実績) 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)
6. 全世代が参画する 超高齢社会に対応した 基盤構築のための 基本的施策	20～34歳の就業率	74.2% (平成23年)	75.4%* (平成27年)	76.1% (平成27年)		77%* (平成32年)	20～34歳の就業率:平成32年に79% 「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)
	若者フリーターの数	176万人(1) (平成23年)	165万人* (平成27年)	167万人 (平成27年)	×	124万人* (平成32年)	
	25～44歳の女性就業率	66.9%(1) (平成23年)	69.8%* (平成27年)	71.6% (平成27年)		73%* (平成32年)	25～44歳の女性就業率:平成32年に77% 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」(平成 28年12月22日閣議決定)
	第1子出産前後の女性の継続就業率	38% (平成22年)	50%* (平成27年)	53.1% (平成27年)		55%* (平成32年)	
	ポジティブ・アクション取組企業数の割合	31.7% (平成23年度)		57.1% (平成26年度)		40%超* (平成26年)	
	男性の育児休業取得率	2.63% (平成23年度)		3.16% (平成28年)		13%* (平成32年)	

- 1 岩手県、宮城県及び福島県を除く(全国結果を使用(労働力調査(平成23年平均)による)。
2 能力開発基本調査では、前年度(22年度)の自己啓発の実施状況について調査。
3 本分類の項目における数値目標は、社会保障・税一体改革に基づく医療・介護サービス量等の見込み。
4 国公立大学(短期大学除く。通信制大学含む。)の学位を取得する課程・科目等履修・履修証明プログラムにおける、社会人を対象とした入試方式による入学者(通学)、職業を持たない者を除いた学生数(通信)等を基に推計。なお、科目等履修・履修証明プログラムについては、平成23年度についての調査を実施していないため、平成20年度の値を用いて推計。また、「現状(直近の値)」の数値は平成27年度の値を用いて算出。
5 認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月から平成22年3月までの数値。
6 1日あたりの平均的な利用客数が3,000人以上である全ての旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル)のうち、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、障害者対応型便所の設置がバリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合。
7 バリアフリー法に規定する特定道路(*)のうち、道路移動等円滑化基準を満たす道路の割合。
(*) 特定道路:駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの。
8 特定公園施設(バリアフリー法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設)である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設がバリアフリー法に基づく都市公園移動等円滑化基準に適合した都市公園の割合。
9 特定路外駐車場(駐車のために供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場)のうち、バリアフリー法に基づく路外駐車場移動等円滑化基準に適合した路外駐車場の割合。
10 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物(病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物)の総ストック数のうち、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準に適合するものの割合
11 車両等のうち、バリアフリー化が公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合等。 :鉄軌道車両のバリアフリー化率、 :バス車両(基準の適用除外の認定を受けた車両を除く)のうち、ノンステップバスの導入率、 :適用除外認定を受けたバス車両のうち、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率、 :タクシー車両のうち、福祉タクシーの導入台数、 :旅客船のバリアフリー化率、 :航空機のバリアフリー化率。
12 達成状況については、現状(直近の値)を基に、下記基準で判断。
:中間目標(又は数値目標)が達成されているもの。
×:中間目標が達成されていないもの。
:現時点で中間目標(又は数値目標)が達成できているか確認できないもの。(平成27年度の中間目標に対して、平成26年度に既に目標が達成されているものについては、カッコ書きで を記載。)
13 大綱策定時に使用された「国民生活選好度調査」は平成23年度で終了。そのため、平成25年以降実施している「市民の社会貢献に関する実態調査」の中で類似の質問から値を算出。「国民生活選好度調査」では、「ボランティアの参加状況」について、「市民の社会貢献に関する実態調査」では、「ボランティアの参加経験」について質問している。両調査においては、調査手法(調査期間、調査方法、サンプル数、回答者数、有効回答率等)が異なるため、単純に比較することはできない。
* これらの目標値は、新成長戦略(平成22年)において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」等としていることを前提。